

# インカムビルダー

(毎月決算型)限定為替ヘッジ、(毎月決算型)為替ヘッジなし  
(年1回決算型)限定為替ヘッジ、(年1回決算型)為替ヘッジなし

## 1.当ファンドの主な投資対象とファンドの特色

世界の債券・株式等を実質的な投資対象とし、投資環境に応じて投資配分比率を機動的に変更します。

\*決算頻度および為替ヘッジの対応に違いのある4つのファンドから選択いただけます。

毎月決算型・限定為替ヘッジ / 毎月決算型・為替ヘッジなし

年1回決算型・限定為替ヘッジ / 年1回決算型・為替ヘッジなし

\*当組合では、各ファンド間のスイッチング(乗換え)はお取り扱いできません。

※「限定為替ヘッジ」が行う為替取引について

「限定為替ヘッジ」では、原則として直接保有する外貨建資産(外国投資信託の組入額)と同額程度の米ドル売り／円買いの為替取引を行います。この為替取引により、外国投資信託が保有する資産のうち、米ドル建資産については為替変動リスクが低減されますが、米ドル以外の通貨建資産については対米ドルでの為替変動リスクを有します。

## 2.当ファンドに係るリスクについて

■当ファンドにおいて主として想定されるリスクは以下の通りです。

### 資産配分リスク

当ファンドが主要投資対象とする外国投資信託は、世界のさまざまな債券・株式等に試算配分を行いますが、配分比率が高い資産の価値が下落した場合や、複数の資産の価値が同時に下落した場合等には、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

### 金利変動リスク

一般に金利が上昇した場合には、既に発行されて流通している債券等の価格は下落します。金利上昇は、当ファンドが実質的に投資する債券等の価格に影響を及ぼし、当ファンドの基準価額を下落させる要因となります。

### 信用リスク

当ファンドが実質的に投資する債券等の発行体や株式の発行企業が、財政難、経営不振、その他の理由により、利息や償還金等をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなった場合、またはその可能性が高まった場合等には、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。

### 株価変動リスク

#### (限定為替ヘッジ)

「限定為替ヘッジ」では、外国投資信託が保有する資産の通貨配分にかかわらず、原則として直接保有する外貨建資産(米ドル建ての外国投資信託の組入額)と同額程度の米ドル売り／円買いの為替取引を行います。この為替取引により、外国投資信託が保有する資産のうち、米ドル建資産については為替変動リスクが低減されますが、米ドル以外の通貨建資産については対米ドルでの為替変動の影響を受けます。したがって、それらの通貨が米ドルに対して下落した場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、円金利が米ドル金利より低い場合、円金利と米ドル金利の金利差相当分のヘッジコストがかかります。なお、外国投資信託では、保有する資産のすべてが米ドル以外の通貨建資産となる可能性があり、その場合、外国投資信託が保有するすべての資産について米ドルと保有資産通貨との為替変動の影響を受けることとなります。

#### (為替ヘッジなし)

「為替ヘッジなし」では、原則として為替取引(為替ヘッジ)を行わないため、実質的な投資対象通貨(主要投資対象とする外国投資信託が保有する資産の発行通貨)と円との外国為替相場が円高となった場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。

### 流動性リスク

当ファンドが実質的に投資する債券・株式等において流動性が損なわれた場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となる可能性があります。

### カントリーリスク

当ファンドの実質的な投資先の国(地域)の政治・経済・社会・国際関係等が不安定な状態、あるいは混乱した状態等に陥った場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となる可能性があります。

### 株価変動リスク

当ファンドが実質的に投資する企業の株価が下落した場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、当ファンドが実質的に投資する企業が業績悪化や倒産等に陥った場合には、当ファンドの基準価額に大きな影響を及ぼすことがあります。

### 3. 当ファンドに係る費用と税金について

お申込時からご換金・償還までの間に直接又は間接的にご負担いただく費用・税金は次の通りです。

#### (1) 直接ご負担いただく費用・税金

	時期	項目	費用・税金
個人の場合	お申込時	お申込手数料	取得申込日の翌営業日の基準価額に対して、 <b>3.24%(税込)</b> を乗じて得た金額となります。
	収益分配時	所得税および地方税	普通分配金に対して所定の税率(下表税率一覧)を乗じて得た金額となります。
	ご換金時 (解約請求)	信託財産留保額	換金請求受付日の翌営業日の基準価額に対して <b>0.2%</b> を乗じて得た金額となります。
		所得税および地方税	換金請求日受付日の解約価額と取得価額との差が譲渡損益となり譲渡益に対して所定の税率(下表税率一覧ご参照)を乗じて得た金額となります。
	償還時	所得税および地方税	換金請求日受付日の解約価額と取得価額との差が譲渡損益となり譲渡益に対して所定の税率(下表税率一覧ご参照)を乗じて得た金額となります。
法人の場合	お申込時	お申込手数料	取得申込日の翌営業日の基準価額に対して、 <b>3.24%(税込)</b> を乗じて得た金額となります。
	収益分配時	所得税	普通分配金に対して所定の税率(下表税率一覧)を乗じて得た金額となります。
	ご換金時 (解約請求)	信託財産留保額	換金請求受付日の翌営業日の基準価額に対して <b>0.2%</b> を乗じて得た金額となります。
		所得税	換金請求日受付日の解約価額と取得価額との差が譲渡損益となり譲渡益に対して所定の税率(下表税率一覧ご参照)を乗じて得た金額となります。
	償還時	所得税	換金請求日受付日の解約価額と取得価額との差が譲渡損益となり譲渡益に対して所定の税率(下表税率一覧ご参照)を乗じて得た金額となります。

#### 税率一覧

個人の場合 (所得税・地方税)	平成26年1月1日～平成49年12月31日	20.315%
法人の場合 (所得税)	平成26年1月1日～平成49年12月31日	15.315%

\*平成26年1月1日から平成49年12月31日までの所得税率(国税)は、復興特別所得税が追加課税され、15.315%となります。(個人の場合は地方税と合わせて20.315%となります。)

\*少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」をご利用の場合、毎年、年間120万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。

#### (2) 間接的にご負担いただく(ファンドから支払われる)費用

時期	項目	費用
毎日	信託報酬	信託財産の純資産総額に対して <b>年率1.7054%程度(税込)</b> を乗じて得た金額となります。
随時	その他費用	監査費用、売買委託手数料等詳細は目論見書をご確認ください。

#### 4.その他

決算日	<毎月決算型> 毎月23日(ただし、休業日の場合は翌日以降の最初の営業日) <年1回決算型> 毎年4月23日(ただし、休業日の場合は翌日以降の最初の営業日)
信託期間	平成40年4月21日まで(平成25年12月18日設定)
換金時のお支払日	換金請求受付日から起算して、原則として7営業日目からお支払いします。
委託会社	アセットマネジメントOne株式会社
受託会社	みずほ信託銀行株式会社

※詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)を必ずご確認ください。

#### 【投資信託に関するご留意事項】

・投資信託をご購入の際は、最新の「投資信託説明書(交付目論見書)」および一体となっている「目論見書補完書面」を必ずご覧ください。これらは当組合本支店等にご用意しています。

・投資信託のご購入、換金にあたっては各種手数料等<<購入時手数料(お申込代金の最大3.78%[税込])、信託財産留保額(換金時の基準価額の最大0.3%)>>が必要です。また、これらの手数料等とは別に投資信託の純資産総額に対する信託報酬(最大1.89%[年率・税込])と監査費用、売買委託手数料などその他の費用(運用状況等により変動し、事前に料率、上限額を示すことはできません)を毎年、信託財産を通じてご負担いただきます。お客さまにご負担いただく手数料はこれらを足し合わせた金額となります。

・投資信託は国内外の株式や債券等へ投資しているため、投資対象の価格の変動、外国為替相場の変動、金利の変動等により投資した資産の価値が投資元本を割り込むリスクやその他のリスクは、投資信託をご購入のお客さまが負うことになります。

・投資信託は預金とは異なり、元本保証および利回り保証のいずれもありません。

・投資信託は預金保険の対象ではありません。

・当組合で取扱う投資信託は投資者保護基金の対象ではありません。

・当組合は販売会社であり、当投資信託の設定・運用は運用会社が行います。

投資信託に関するお問い合わせ先  
詳しくは、窓口または下記までお問い合わせください。

第一勧業信用組合 業務推進部 TEL. 03-3358-0812  
【お問い合わせ受付時間】月曜日～金曜日 9:00～17:00  
※金融機関休業日を除く

#### ■当投資信託の販売会社の概要

- 販売会社名 第一勧業信用組合  
登録金融機関 関東財務局長(登金)第278号
- 本店所在地 〒160-0004 東京都新宿区四谷2-13
- 加入協会 日本証券業協会
- 設立年月日 昭和40年5月10日